人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年九月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―五二

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　給与法第十九条の四第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 一　その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者 二　その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事院の定める者に限る。）となつた者 イ～ニ　（略） 三　（略） **第八条**　給与法第十九条の七第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第二号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。 一　その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者 二　（略） 2　（略）	**第二条**　給与法第十九条の四第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 一　その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者 二　その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事院の定める者に限る。）となつた者 イ～ニ　（略） 三　（略） **第八条**　給与法第十九条の七第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第二号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない国家公務員については、この限りでない。 一　その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者 二　（略） 2　（略）

附　則

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。